

官報 号外

昭和四十四年五月十四日

○第六十二回 参議院會議録第二十三号

昭和四十四年五月十四日(水曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第二十四号

昭和四十四年五月十四日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づく昭和四十三年度年次報告及び昭和四十四年度林業施策について)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員	高田 浩運君
建設委員	大竹平八郎君
予算委員	田村 賢作君
議院運営委員	園田 清光君
同	土屋 義彦君
同	中山 太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和四十四年五月十四日 参議院會議録第二十三号 議長の報告

大蔵委員 大竹平八郎君
建設委員 高田 浩運君
予算委員 土屋 義彦君
議院運営委員 永野 鎮雄君
同 田村 賢作君
同 長屋 茂君

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

宮内庁法の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

宇宙開発事業団法案

科学技術振興対策特別委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

交通安全対策基本法案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 前川 旦君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 松井 誠君

一昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

邦との間の協定の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案

通行税法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案

通行税法の一部を改正する法律案

同日本院は、土地調整委員会委員長に谷口寛君を、同委員に近藤武夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

法務委員 青木 一男君
大蔵委員 上田 稔君
同 山本敏三郎君
同 後藤 義隆君
同 今 春聰君
同 津島 文治君
同 高田 浩運君
同 土屋 義彦君
同 永野 鎮雄君
同 田村 賢作君
同 長屋 茂君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和四十四年五月十四日 参議院會議録第二十三号 議長の報告 會議 國務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づく昭和四十三年度年次報告及び昭和四十四年度林業施策について) 六二四

る法律案(児玉末男君外十二名提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、運輸大臣官房会計課長山手孝史君は去る一日付をもつて大阪陸運局長に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

山本伊三郎君

林 虎雄君

地方行政委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

林 虎雄君

地方行政委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

松本 英一君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

鈴木 力君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

議長(重宗雄三君) これより今日の會議を開きます。

日程第一、國務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づく昭和四十三年度年次報告及び昭和四十四年度林業施策について)。

農林大臣から発言を求められております。発言を許します。長谷川農林大臣。

〔國務大臣長谷川四郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(長谷川四郎君) 「昭和四十三年度林業の動向に関する年次報告及び昭和四十四年度において講じようとする林業施策につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、この年次報告に述べております「林業の動向」について申し上げます。

木材の需要は著しく増大しておりますが、国内の木材生産は依然として停滞の傾向を示しており、こうしたことから外材の輸入は逐年増加し、四十二年には用材供給量の四割近くを占めるに至っております。

一方、国内の森林資源の開発はいまだ十分でなく、資源造成のための造林は、民有林の拡大造林が四十二年度は前年度を上回ったものの、全般的には減少の傾向にあります。このような状況の中で、各県における公社造林の進展など新しい動きも見られ、林道も逐次整備されつつあります。

また、林業経営の動向について見ますと、その大宗を占める私有林経営の規模は零細なものがきわめて多く、経営基盤が脆弱である等、林業構造の一その改善が必要状況にあります。

林業従事者の動向につきましては、山村住民の流出が著しく、林業労働力の量的不足、質的低下の傾向が目立っております。

次に、「林業に關して講じた施策」であります。これは、最近、特に四十二年以降において政府が林業振興上実施した主要な施策を述べたものであります。

最後に、「昭和四十四年度において講じようとする林業施策」の概要について申し上げます。

政府といたしましては、すでに申し上げましたような林業の動向にかんがみ、林業基本法の趣旨に従ひ所要の諸施策を講ずることとしたしております。特に、木材需給の安定を期するため、外材の適正円滑な輸入と相まって、森林施策の合理化、計画化を推進するとともに、林道の整備拡充、造林の推進、低位利用の里山の再開発等の施策を講じ、もつて国内の林業生産の増大及び生産性の向上をはかることとしたしております。

また、林業の構造改善を進めるため、林業構造改善事業、入り会い林野整備事業等の事業を推進するとともに、国有林野の積極的な活用のための施策を講ずる一方、山村労働力の流出に対処して林業従事者の養成確保等の施策を充実することとしたしております。さらに、森林の国土保全機能の確保をはかるため、保安林の整備、治山事業の拡充実施等の施策を推進することとしたしております。

以上、「昭和四十三年度林業の動向に関する年次報告及び昭和四十四年度において講じようとする林業施策」について、その概要を説明いたしました次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。鶴岡哲夫君。

〔鶴岡哲夫君登壇、拍手〕

○鶴岡哲夫君 林業基本法が制定されて滿五年を経過しようとしております。その基本法第九条の規定に従つて国会に報告しました第五回目のいわゆる四十三年度林業白書、四十四年度林業施策を、ただいま農林大臣が説明を行ないました。私は、日本社会党を代表して、この林業白書等について若干の質問を行ないます。

日本は、林野面積が国土総面積の六八%を占め、世界有数の林野率を持った山林国であります。その日本が、これまで世界第一位の木材輸入国に転落したのであります。林業の危機が叫ば

れ、林業基本問題が熱心に論議されました十年ほど前は、木材の自給率は九〇%前後でありましたが、今日五七%に凋落しました。而三年のうち、自給率は五〇%を割るとだれしも推測するところであります。

自由化されている木材は、まさに奔流のごとく日本に輸入されています。にもかかわらず、木材価格の騰貴は、はなはだしいものがあります。林業労働力の流出はますます林業の深刻な問題になりました。木材の需要は、この十年、年率六・二%で伸びています。特にこの三年は、年率一〇%余りの拡大にもかかわらず、国内の林業生産は、この十年停滞しきつています。約千五百万ヘクタールの私有林、約二百七十万ヘクタールの公有林の生産活動は、旧態依然たるものがあります。また、将来の林業であります植林は、三十六年を頂点に、一年一年衰退の一途を続けています。五年前の林業基本法制定当時より事態は一そう悪化してきました。林業基本法は全く効果がなかつただけでなく、日本の林業をますます憂慮すべき深刻な事態に追い込んだのではないで

しょうか。基本法林政は根本的に再検討すべき段階にきたと思ひますが、総理の御所見を伺ひます。

最近の林業問題解決のためには、まず、山林所有と資本と労働の均衡のとれた産業として林業を確立すべきであります。治山治水、国土保全といった経済外的な施策のほかに、産業政策としての林政を飛躍的に拡大すべきであります。農林大臣の考え方を明らかにされたのであります。

経済企画庁長官に伺ひたいのは、卸売り物価総合指数は、四十年を一〇〇として、本年の三月で一〇六であります。しかるに、木材、同製品

の卸売り価格指数は「一三三」といふ、群を抜いて異常な高さであります。長官は、この安定のためにどのような対策をとつてこられたのですか。全く効果はなかつたわけですが、これからどのような施策で、どのように安定させるお考えですか、伺

は、林業基本問題が熱心に論議されました十年ほど前は、木材の自給率は九〇%前後でありましたが、今日五七%に凋落しました。而三年のうち、自給率は五〇%を割るとだれしも推測するところであります。

自由化されている木材は、まさに奔流のごとく日本に輸入されています。にもかかわらず、木材価格の騰貴は、はなはだしいものがあります。林業労働力の流出はますます林業の深刻な問題になりました。木材の需要は、この十年、年率六・二%で伸びています。特にこの三年は、年率一〇%余りの拡大にもかかわらず、国内の林業生産は、この十年停滞しきつています。約千五百万ヘクタールの私有林、約二百七十万ヘクタールの公有林の生産活動は、旧態依然たるものがあります。また、将来の林業であります植林は、三十六年を頂点に、一年一年衰退の一途を続けています。五年前の林業基本法制定当時より事態は一そう悪化してきました。林業基本法は全く効果がなかつただけでなく、日本の林業をますます憂慮すべき深刻な事態に追い込んだのではないで

しょうか。基本法林政は根本的に再検討すべき段階にきたと思ひますが、総理の御所見を伺ひます。

最近の林業問題解決のためには、まず、山林所有と資本と労働の均衡のとれた産業として林業を確立すべきであります。治山治水、国土保全といった経済外的な施策のほかに、産業政策としての林政を飛躍的に拡大すべきであります。農林大臣の考え方を明らかにされたのであります。

経済企画庁長官に伺ひたいのは、卸売り物価総合指数は、四十年を一〇〇として、本年の三月で一〇六であります。しかるに、木材、同製品の卸売り価格指数は「一三三」といふ、群を抜いて異常な高さであります。長官は、この安定のためにどのような対策をとつてこられたのですか。全く効果はなかつたわけですが、これからどのような施策で、どのように安定させるお考えですか、伺

は、林業基本問題が熱心に論議されました十年ほど前は、木材の自給率は九〇%前後でありましたが、今日五七%に凋落しました。而三年のうち、自給率は五〇%を割るとだれしも推測するところであります。

自由化されている木材は、まさに奔流のごとく日本に輸入されています。にもかかわらず、木材価格の騰貴は、はなはだしいものがあります。林業労働力の流出はますます林業の深刻な問題になりました。木材の需要は、この十年、年率六・二%で伸びています。特にこの三年は、年率一〇%余りの拡大にもかかわらず、国内の林業生産は、この十年停滞しきつています。約千五百万ヘクタールの私有林、約二百七十万ヘクタールの公有林の生産活動は、旧態依然たるものがあります。また、将来の林業であります植林は、三十六年を頂点に、一年一年衰退の一途を続けています。五年前の林業基本法制定当時より事態は一そう悪化してきました。林業基本法は全く効果がなかつただけでなく、日本の林業をますます憂慮すべき深刻な事態に追い込んだのではないで

しょうか。基本法林政は根本的に再検討すべき段階にきたと思ひますが、総理の御所見を伺ひます。

最近の林業問題解決のためには、まず、山林所有と資本と労働の均衡のとれた産業として林業を確立すべきであります。治山治水、国土保全といった経済外的な施策のほかに、産業政策としての林政を飛躍的に拡大すべきであります。農林大臣の考え方を明らかにされたのであります。

経済企画庁長官に伺ひたいのは、卸売り物価総合指数は、四十年を一〇〇として、本年の三月で一〇六であります。しかるに、木材、同製品の卸売り価格指数は「一三三」といふ、群を抜いて異常な高さであります。長官は、この安定のためにどのような対策をとつてこられたのですか。全く効果はなかつたわけですが、これからどのような施策で、どのように安定させるお考えですか、伺

は、林業基本問題が熱心に論議されました十年ほど前は、木材の自給率は九〇%前後でありましたが、今日五七%に凋落しました。而三年のうち、自給率は五〇%を割るとだれしも推測するところであります。

います。

林業基本法第十条に従って、政府は、四十一年四月、「木材の需要と供給の長期見通し」を公表しました。それによりますと、外国材依存率のピークは昭和五十年で二九％になり、輸入量のピークは昭和六十年で三千万立方メートルだとしています。しかし、実績は、四十二年に外国材の依存率は三八・六％になり、輸入量は三千万立方メートルに近づいています。四十一年に公表した政府の長期見通しの十年先二十年先の数字がわずかに一年にして完全にくずれ去るとは一体いかなることか、無責任もはなはだしいものがあります。(拍手)農林大臣の説明を伺います。

なお、長期見通しが、政府や自治体や林業関係団体、林家等の生産と需要の目標となるものだけに、すみやかに改定する必要があると考えますが、農林大臣、いかがでしょうか。

この十年近い間、木材の輸入は、年率二四・六％という、たいへんな勢いで伸びてきて、四十三年には、第一位の原油十六億八千万ドルに次ぎ、木材が十一億六千万ドルで第二位、第三位の鉄鉱石八億三千万ドルを軽く凌駕しています。しかも、輸入のほとんどが国内消費のためであり、去る四月森林資源総合対策協議会の発表しました中期見通しによりますと、五、六年後には外国材依存率は六〇％になるとしています。木材の国内自給率は四〇％に凋落するわけであり、毎年、林業白書は木材需給をたいへん重要視して、輸入の激増を見守っているにすぎないし、自給率の転落を防ぎたいという意欲はどこにも見られないようです。また、外部からの要請もはつきりしません。

そこで、総理に伺いたいのは、政府の林業に対する考え方は、国内生産より輸入木材にたよるといふ外材依存主義に完全になりきったのではないかと、このままでは日本の林業は衰退の一途をたどるのみであります。林業は、日本の資本主義経済の

中に、はまりにくくなったのではないかと。どうしたら多少ともはまりやすくなると思っておられるのか、農林大臣の見解を明らかにしてもらいたいと思います。

白書によると、四十二年の林業所得は前年より二〇％伸びて、国民総所得額の伸び一八・三％より高かったとしています。しかし、他方、山林保有者約二百七十万戸の五八％を占める一ヘクタール以下の林業所得はどのくらいになったのか取り上げていません。山林保有者の三二％を占める一ヘクタールから五ヘクタールのいわゆる小林家の林業所得は毎年減少して、四十二年は前年より八％減ったとあります。さらに、原木高の製品安の数字も各所に出ています。

そこで、農林大臣に三三点お尋ねいたします。その一つは、林業基本法は、零細林家や小林家の切り捨て林政だと言われてきましたが、いま述べました林業所得の状況から見ますと、五ヘクタール以下の林家は切り捨てられたも同然ではないかということとあります。この五ヘクタール以下の階層の林家は、二百七十万林家の実に九〇％を占め、林家所有林面積の約四割を占めるだけに、重大であります。

その二は、林業所得の内部配分は、基本法制定当時と変わらぬ鋭い不均衡を示しているように見られます。日本林業の危機は二つの面について、一つは需給の不均衡であり、一つは林業所得の内部配分のはなはだしい不均衡にあるとされてきました。白書がこのことについて何ら触れなくなつたのはどのような理由によるものか、伺いたいのではありません。

その三は、地代所得、労働所得、資本利子、その他の付加価値の最近数年の推移を示してもらいたいのではありません。

日本林業の自己変革を最も強く迫っているのは、林業労働問題であります。それは、単に林業労働力の激しい流出とか、労働力の不足ということばかりではななりません。山林地主と資本

と労働との間の深刻な問題であります。白書を見ますと、林業労働者の日給と建設業労働者の日給を比較して遜色のないような説明があります。しかし、日給だけでは問題になりません。雇われている期間に何日働けるかという稼働率、また、年間雇われているのか、季節的や臨時的な雇いかという雇用率が重要であります。建設業の七八％の稼働率に対して、林業が五八％という非常に低下、また、建設業六七％、林業が五六％という常用率の低下であります。これらを加味して比較すべきであります。さらに、失保、健保、労災、退職金等々を加えて総合的に林業労働者の賃金や労働条件を明確にすべきであると思います。

低い日当や低い稼働率、雇用率、社会保険、さらに取り残された生活環境、危険な労働環境等々の密接不可分なからみ合いの中に生活し、苦しんでいるのが林業労働者の特色であります。農林大臣の見解を伺います。

林業労働組織の近代化、通年雇用、雇用の安定、賃金の改定、社会保険、保障の適用等の拡大、これらこそ林業労働問題解決の大前提だと思いますが、農林大臣、労働大臣、これらについての対策を明らかにしたいのであります。

林野庁は、東京郊外の関東の聖地として知られている高尾山の山頂に、殉職者の記念塔を持つています。他の官庁に例を見ないものでありまして、昨年三十一人の殉職者の名前が刻み込まれていて、いままで何人の名前が刻み込まれたのか、また、負傷者は累計どのようになっているのか、伺いたい。「山を見て人を知らない」、「木を見て人を見ない」とよくいわれる林野庁の公務災害防止についての基本的具体策を明らかにされたいのであります。

四十一年、人事院が職業病として認定しました白ろろ病は、その後毎年急増しています。四十一年に治療中のもの百八十名、四十三年に三百八十名、四十四年に四百八十名、なお、医者の認定したものの約八百名に達し、病状を訴えるものが約二

千六百名と林野庁は申しています。林野庁もいろいろ対策をとってききましたが、年々の急増は、それらの対策の全く効果のなかったことを証明しています。

林業生産機械化の中心であり、伐木の自動のこぎり、造林の自動刈払機等を操作する基幹作業員の職業病であり、しかも、伐木作業員約三千名の半数以上のものが病状を訴えているという、まさに異常な状態になってきました。直ちに抜本的な対策を樹立する必要があると、林野庁は木材の値打ちは知っていますが、人間の値打ちを知らぬと叫ばれています。農林大臣は具体策を明確にすべきであります。

人事院總裁にお尋ねしたいのは、治療基準がないし、また、障害補償基準もないようですが、すみやかにきめるべきではないでしょうか。また、職業病指定以来四年、ますます広範に発生して異常な状態になっていることに対して、どう解決策を考えておられるかということとあります。

当面すみやかに予防対策を講ずることが非常に重要であります。労働大臣の具体策を明らかにしたいのであります。

最後に、四十三年三月、中央森林審議会が、国有林のあり方について答申を行ないましたが、国有林の積極的な存在理由まで掘り下げたものではないかという点であります。しかし、その後五年、予想をはるかに上回る年々の木材輸入の激増、国内林業の停滞と後退は、特に日本林業全蓄積の二分の一を持つ国有林に対する期待を一そう大きくさせています。また、社会経済の急速な高度化、激しい都市化等は、健康、レクリエーション、治水、水資源等、国有林の公共性への要請は、底しれない深さと広さで急速に増大しています。これらの新しい角度から、国有林の存在理由を積極的に掘り下げて検討すべき段階にきていると思えます。農林大臣の見解を伺います。

以上をもって私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

昭和四十四年五月十四日 参議院會議録第二十三号 国務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づく昭和四十三年度年次報告及び昭和四十四年度林業施策について)

六二六

○国務大臣(佐藤栄作君) 閣下にお答えいたします。たいへん該博な知識のもとに、広範にわたるお尋ねでございました。私に對しては二点ばかり御指摘になりました。詳細はそれぞれの担当大臣に譲ることにいたしました。私にお尋ねになりました二つの点についてお答えをいたします。

御指摘になりましたように、たいへんたゞいまの林業は、内外の情勢は深刻化しつつあります。また、活発な林政の展開が望まれる段階にあるものと考えます。ただ、閣下は、林政の再検討を主張されましたが、私は、従来の林政を根本的に転換することは考えておりません。私は、林政の課題は、端的に言えば、増大する需要に對して長期的に生産の拡大をはかること、及び林業労働者確保のための近代的な林業経営の確立にあると思います。このため、林業基本法を制定して林業生産基盤の整備拡充等の施策を推進してまいりましたが、今後一層その強化充実をはかってまいりたいと考えております。

次に、木材は輸入でまかなえばよいと考えているのではないかと、こういうお尋ねでありましたが、この当分は、木材需要の急増に對処するためやむを得ず輸入木材に依存せざるを得ませんが、長期的にもそのような方針で臨んでよいと考えているものではありません。できるだけ自給率の向上をはかってまいりたいと考えています。この点からわれわれは、積極的に山林資源の確保、維持、増強、これに努力をするつもりであります。

ことに、私最近、この点でたいへん心配しておりますのは、春先に頻発する山火事のことです。これらに對しては、林野庁はじめ関係市町村におきまして多大の注意を喚起しておられ、また消火にもつとめておられる、かように思いますが、どうも何ぶん山でありますだけに十分の効果をあげておりません。これらについて、さらにさらにわれわれも、施策としての一つの防火施設、これを考えなければならぬのではないかと、かように思っております。また、社会保険

ます。何ぶんよろしく願ひいたします。(拍手)

○国務大臣(長谷川四郎君) お尋ねの第一点でございますが、国有林においては、将来の木材の需給事情を考慮をいたし、持続的な生産供給というものが伴わなければならない、こういうことを考えまして、需給及び価格の安定に資するために、不良林分の改良だとかあるいは造林面積の拡大、さらに奥地林の開発、これらにつとめておるところでございます。

さらに、次は、「林産物の長期見通し」の策定後に、経済の成長率が当初の見通しをさらに上回っておる等の事情から、木材の需要が増大をしております。また、現在、林政審議会において木材需給についても検討を行なっておりますし、長期見通しにつきましても、改定の要否については、今後さらに慎重に検討をいたしたいと考えておるのでございます。

林業白書でも、木材需給と林業生産、林業労働力等の動向から見て、林業生産の増大、林業構造の改善、林業労働力の確保等の必要性を強く指摘しております。なお、木材及び木材需給、山村振興と林業との関連、林業労働者に対する社会保障等の問題については、現在、林政審議会に小委員会を設けましても、ばら検討中でございますが、その成果をまらまして、林業白書で取り上げてさらに考えてまいりたいと考えています。

次は、林家経済の調査によつて、五から五十ヘクタールの層の林家の四十年以降の林業所得の内訳を見ますと、被用者所得が、四十年の九・七%から、四十二年の八・三%に減じております。これに對して、個人業主の所得は、四十年の九・三%から四十二年の九・一・七%に、わずかながら上昇をしております。経営規模の零細性、地形及び気象条件等に左右されることが、他産業に比較して賃金、出役率等が低く、労働災害も発生しやすい事情にございます。また、社会保険

の加入もおくれているので、林業経営の近代化促進と相まって、労働条件の改善及び災害防止対策の推進につとめて、社会保障制度の適用拡大、これを進めていきたいと考えておるのでございます。

また、林政統一後の負傷者でございますが、高尾山の慰霊碑に現在祭られてる国有林野事業の殉職者数は、林政統一後昭和四十二年度末までに千四百六十柱でございます。また、昭和二十六年から四十三年度までの負傷者数は約七万七千名であります。死亡者、負傷者とも逐年減少はしておりますけれども、このように被災者を出していることはまことに遺憾であり、昭和三十八年以来労働災害防止計画を定めまして、災害防止につとめておるところでございます。今後ともこれらはさらに強力に推進してまいりたいと考えています。

白ろろ病につきましても、レイノー現象は、現在のところ、的確な予防や治療の方法が十分に解明されていない事情にございます。林野庁においては、国有林野事業の作業員に關しまして、専門家の助言やまた専門機関に委託して行なつた調査研究の結果などに基きまして、予防及び治療対策を進めてきたところでございます。

国有林に對しましても、これに準じて措置するよう強力にいま指導をしておるのでございますが、なお今後、より抜本的な予防対策を確立するために、未解決分野の究明を含めて関係各省庁とも十分連絡をとりながら、総合的に調査研究を進めてまいりたい所存でございます。

私有林について一ヘクタール未満層については、統計資料の未整備もあつて、白書には記述してないが、林業経営体については、林業基本法に基づきまして、これらの階層も含めまして協業の推進、林業構造の改善等の諸施策を講じてまいりたいと考えています。

木材価格は昭和四十三年春までは、かなりの上昇が認められてまいりましたが、その後は比較的に

安定しており、最近では一部に若干の下落も見られております。木材価格は国民生活に影響するところまことに大きいので、異常な高騰を招くことのないように国内生産の増強につとめるとともに、木材の円滑な輸入並びに開発輸入の促進等、木材需給の調整に必要な施策の強化につとめてまいっておるところでございます。

最後に、産業としての林業の観点からの施策を拡充しなければならぬことはお説のとおりでございます。このため林業基本法の趣旨に従つて、林業の生産基盤の整備、資本整備の高度化、森林施策の合理化等各般の施策を講じておりましたが、このために所要の予算措置を講じているところでございますけれども、今後これら関係予算の拡充にさらにつとめてまいりたいと考えています。(拍手)

○国務大臣(菅野和太郎君) 拍手

○国務大臣(菅野和太郎君) 木材価格について私にお尋ねがありました。ただいま農林大臣から詳細なお答えがありましたので、重ねて申し上げる必要はないかと思ひますが、ただ一つだけ申し上げたいことは、お話しのとおり、昭和四十一年以降四十三年までは相当上昇いたしました。最近におきましては木材価格は落ちついてきたのであります。

これを数字的に申し上げますと、四十一年の三月と四十二年の三月とを比較いたしますと、一四・二%の上昇であります。ことしの三月と去年の三月と比較いたしますと、三・七%でありまして、このように木材価格が落ちついておりますが、とにかく木材価格は国民生活に密接な關係を持っておりますので、異常な高騰を来さないためには、先ほど農林大臣が言われたとおり、国内生産の増強あるいは流通改善、それから木材の輸入の円滑化、それから木材の開発輸入というようになことで、木材価格をこのように定着せしめたいと考えておる次第であります。(拍手)

○国務大臣(原健三郎君) 拍手

○国務大臣(原健三郎君) 鶴岡さんにお答え申し上げます。

第一点は、林業労働者の労働条件についてでございますが、依然として労働災害の防止とか労働管理の近代化等においては、お説のごとく、かなりのおくれのあることは認めざるを得ません。それで林業労働者の労働災害防止につきましては、本年度労働災害防止実施計画において、昨年に引き続き計画の重点業務に掲げておりまして、林業労働災害防止協会の活動を拡充して、労働災害の防止につとめたいと思っております。さらに、機械集材装置作業の安全確保あるいは伐木造材作業者に対する安全教育の徹底、また、振動障害の防止等の対策を積極的に推進しておるところでございます。

また、最近の労働力不足に対処した労働力確保の観点から、労働管理の近代化が要請されておることはお説のとおりでございます。この点については、林野庁等関係行政機関と連絡をとりながら行政指導をさらに一そう強化したいと考えておるものであります。

第二の白ろう病についてでございますが、チェーンソーなどの使用による振動障害の予防の考え方としては、振動を少なくすること、また機械を改善すること、緩衝保護具を使用すること、作業時間の適正化等のごとくいろいろ考えられております。これらの対策を科学的に具体化するため、労働省では最近、障害予防対策委員会というのを設けて鋭意検討を加えておるところでございます。現在どうしてもチェーンソーを使用する時間が長くなることがこの病気になる根本原因でございますので、一日二時間程度にこれを制限するよう、これは林野庁と労働組合——労働使双方において話し合いができたとの報告を受けております。

第二は、病気になりました方の治療のためには現在のところ適当な薬品、医療等はわかりませんので、厚生省にこれの研究を依頼いたしてお

ります。

第三には、このチェーンソーの振動を少なくする機械をいふことで、いま労働省で研究を進めて、若干の成果をいまあげつつあるところでございます。

さらに、林業労働者のチェーンソー使用によるレイノイ現象の障害、いわゆる白ろう病につきましましては、現在、業務上疾病として取り扱い、治療を実施しているところでございます。(拍手)

○政府委員(佐藤達夫君登壇、拍手)

○政府委員(佐藤達夫君) 白ろう病についてお尋ねでございますが、申すまでもなく、白ろう病は最近チェーンソーなどの導入に伴いまして発生いたしましたごく新しい病気でありまして、近年これが著しくふえてまいります傾向にありますが、近年これ、先ほど鶴岡議員のおことばにもありましたように、私どもとしては、昭和四十一年に取りあえずこれを職業病に指定した次第でございます。

しかし、先ほど農林大臣及び労働大臣も述べられましたように、何ぶん新しい病気でございますために、治療方法あるいは治療基準というふうなものについては、お医者さんの専門家の間においても定説がまだない、そういう実情でありますために、人事院としても、先ほど来やはり各大臣の仰せられましたような各当局の研究とタイアップいたしまして、人事院そのものにも振動障害補償基準研究会というふうなものを設けて、専門の医学者にもお力添えをいたして、鋭意研究をしておりますが、各当局ともさらに力を合わせまして、その具体的な基準を一日も早く確立したいと思っております。それまでの間は、とりあえず個々のケース・バイ・ケースで一件ごとに適切な処置をしてまいりたい。また、現にしていって

おるわけでございます。それから次に、この白ろう病の増加傾向についてどう思ふかというふうなおことはございまして、私どもは、実は、公務災害補償の關係で所管しております、現業の林野の職員各位の健康あ

るいは安全管理のほうは実は所管外でございます。所管外ではございませうけれども、災害補償を受け持つ立場としては、災害の発生、これの増加ということは、非常に関心深くこれを見守っておるわけでありまして。

そういう立場から申しまして、先ほどの治療方法、治療基準等の確立と相まちまして、災害そのものの発生防止につきましても、関係当局と十分協力いたしまして、最善を期してまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認め

めま。

本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十六分散会

出席者は左のとおり。

議員	原田 立君	重宗 雄三君
	田淵 哲也君	青島 幸男君
副議長	塩田 啓典君	藤原 房雄君
	萩原國香子君	山高しげり君
市川 房枝君	三木 忠雄君	上林繁次郎君
	内田 善利君	内藤善三郎君
任田 新治君	阿部 憲一君	中尾 辰義君
	矢追 秀彦君	田村 賢作君
浅井 幸君	中尾 辰義君	田村 賢作君
	松下 正寿君	田村 賢作君
小林 章君	田村 賢作君	田村 賢作君
	田村 賢作君	田村 賢作君

多田 省吾君	黒柳 明君
中沢伊登子君	片山 武夫君
伊藤 五郎君	後藤 義隆君
田代富士男君	鈴木 一弘君
渋谷 邦彦君	向井 長年君
高山 恒雄君	白井 勇君
山田 徹一君	北條 浩君
小平 芳平君	中村 正雄君
小山邦太郎君	植竹 春彦君
山崎 五郎君	山本敏三郎君
若林 正武君	安田 隆明君
矢野 登君	増田 盛君
長屋 茂君	永野 鎮雄君
中山 太郎君	柳田桃太郎君
佐藤 隆君	黒木 利克君
楠 正俊君	岡本 悟君
高橋文五郎君	船田 譲君
江藤 智君	大竹平八郎君
大谷藤之助君	柴田 榮君
青田源太郎君	栗原 祐幸君
藤田 正明君	大谷 賢雄君
前田住都男君	増原 恵吉君
鍋島 直昭君	徳永 正利君
新谷寅三郎君	井野 碩哉君
石原幹市郎君	杉原 荒太君
剣本 幸弘君	山崎 竜男君
沢田 一精君	近藤英一郎君
玉置 猛夫君	大松 博文君
鈴木 省吾君	久次米健太郎君

佐藤 一郎君	山内 一郎君	松本 賢一君	佐野 芳雄君
山本茂一郎君	林田悠紀夫君	林 虎雄君	森 八三三君
鬼丸 勝之君	内田 芳郎君	三木與吉郎君	塚田十一郎君
大森 久司君	津島 文治君	赤間 文三君	松永 忠二君
岩動 道行君	丸茂 重貞君	横川 正市君	小柳 勇君
二木 謙吾君	鹿島 俊雄君	高橋 衛君	迫水 久常君
長谷川 仁君	井川 伊平君	塩見 俊二君	廣瀬 久忠君
櫻井 志郎君	金丸 富夫君	加瀬 完君	秋山 長造君
谷口 慶吉君	村上 春蔵君	北村 暢君	成瀬 幡治君
田中 茂穂君	堀本 宜実君	須藤 五郎君	小笠原貞子君
西田 信一君	平島 敏夫君	春日 正一君	河田 賢治君
山下 春江君	山本 利壽君	岩間 正男君	前川 旦君
八木 一郎君	田口長治郎君	戸田 菊雄君	竹田 現照君
平井 太郎君	古池 信三君	山崎 昇君	木村美智男君
松平 勇雄君	那 祐一君	村田 秀三君	川村 清一君
青木 一男君	小林 武治君	大橋 和孝君	松井 誠君
重政 廣徳君	吉武 恵市君	矢山 有作君	瀬谷 英行君
木村 陸男君	植木 光教君	吉田忠三郎君	西村 関一君
上田 哲君	亀井 善彰君	鶴岡 哲夫君	野上 元君
長田 裕二君	上田 稔君	千葉千代世君	山本伊三郎君
和田 静夫君	松本 英一君	武内 五郎君	森中 守義君
安永 英雄君	佐田 一郎君	近藤 信一君	鈴木 強君
菅野 儀作君	竹田 四郎君	森 元治郎君	阿具根 登君
杉原 一雄君	達田 龍彦君	永岡 光治君	中村 英男君
源田 実君	熊谷太三郎君	久保 等君	岡 三郎君
久保 勘一君	川上 為治君	羽生 三七君	龜田 得治君
小野 明君	森 勝治君	占部 秀男君	大和 与一君
山本 杉君	米田 正文君	足鹿 覺君	木村福八郎君
木島 義夫君	温水 三郎君		

國務大臣

田中 一君 藤原 道子君
松澤 兼人君

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

農林大臣 長谷川四郎君

労働大臣 原 健三郎君

國務大臣 菅野和太郎君

政府委員

人事院総裁 佐藤 達夫君

人事院事務総局 島 四男雄君

職員局長

〔第二十号参照〕

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めの件
右は多数をもつて承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月二十二日

外務委員長 山本 利壽

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、わが国とベルギーとの間の二重課税の回避について取り決めることを目的と

し、相手国に支店等恒久的施設を有する法人の

利得に対する相手国の課税制限、船舶及び航空

機の運用利得に対する相手国の課税免除、投資

所得に対する課税軽減、短期滞在者、教授、学

生等の報酬、手当等に対する課税免除等の措置

を定めるとともに、それぞれの国内税法に基づ

き、所得に対する二重課税を回避する方式につ

いて定めたものである。

この条約の締結により両国間の経済交流は一

層促進されるものと期待されるので、妥当な措

置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求めの件
右は多数をもつて承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月二十二日

外務委員長 山本 利壽

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、わが国とアラブ連合との間の二重課税の回避及び脱税の防止について取り決めることを目的とし、相手国に支店等恒久的施設を有する法人の利得に対する相手国の課税制限、船舶及び航空機の運用利得に対する相手国の課税免除、投資所得に対する課税権、短期滞在者、教授、学生等の報酬、手当等に対する課税免除等について定めるとともに、それぞれの国内税法に基づき、所得に対する二重課税を回避する方式について定めたものである。

この条約の締結により両国間の経済交流は一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月二十二日

商工委員長 八木 一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十四年五月十四日 参議院会議録第二十三号

本法律案は、メリヤス製造業及び特定染色業の構造改善を促進するため、これらの業種について構造改善事業計画の承認制度を設けるとともに、繊維工業構造改善事業協会の業務の拡充等を行なうものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する費用として、昭和四十四年度一般会計予算に十七億七千八百万円、財政投融资に八億円がそれぞれ計上されている。

審査報告書

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月二十二日

大蔵委員長 丸茂 重貞

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際開発協会の増資に伴い、わが国が出資するための措置を講じようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する費用は、二百三十九億三千

二百八十万円である。

昭和四十四年五月十四日 参議院會議録第二十三号

六三〇

明治三十五年三月三十一日
第三通郵便物認可

一部四十円
(配送料共)
發行所
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)